## いわゆる「ごみ屋敷」の対応状況(解決案件)

### 平成30年度解決(3件)

番号	場所	家屋形態	条例対象	判定結果 (当初)	経過
9	森崎	共同住宅	対応終了	0	屋内に大量の堆積物があり、屋内に入れない状態。生活福祉課が対応していた案件であったため、生活福祉課の判断により堆積者は施設へ入所。屋内の堆積物については大家の責任で排出予定。
12	久里浜	共同住宅	対応終了	0	堆積者には障害があり、入院中であった。退院し、ヘルパーが入る予定であったが、屋内の堆積物により、ヘルパーが対応できないとのこと。堆積者本人での堆積物の排出が困難であり、資力もないことから、平成30年9月に排出支援実施し、不良な生活環境は解消した。
24	平作	共同住宅	対応終了		生活福祉課から相談あり。堆積者は寡婦で精神疾患あり。子ども3人。 平成30年12月に排出支援実施し、不良な生活環境は解消した。

#### 平成31·令和元年度解決(2件)

番号	場所	家屋形態	条例対象	判定結果 (当初)	経過
29-6	汐見台	一戸建	対応終了		堆積者親族により堆積物撤去及び家屋解体。(R2.3.16家屋解体確認) 堆積者は転居。
18	田浦泉町	一戸建	対応終了	0	令和2年3月に現地調査を行い、敷地内屋外少量の堆積物が置かれており、屋内にも物が推積している様子が見受けられた。その後、堆積者が入院し令和3年11月に堆積者の後見人からの申し出があり、有料臨時収集により堆積物を撤去した。

# 令和2年度解決(6件)

令和2	<i>\$和2年度解決(6件)</i>							
番号	場所	家屋形態	条例対象	判定結果 (当初)	経過			
29-8	舟倉	共同住宅	対応終了	0	令和2年10月に現地確認 マンション敷地入口及び共有階段にはロープが張られ立入禁止となっていた。 共有部分に置かれていた堆積物も撤去されていた。堆積者は転居。			
11	岩戸	共同住宅	対応終了	0	訪問するも堆積者とは面会できていなかった。令和2年10月に現地を確認したところ、堆積物は撤去されており、堆積者は既に転居していた。 近隣住民から聴取したところ、堆積者親族が業者に依頼し堆積物を全て撤去したとのこと。			
26	追浜本町	共同住宅	対応終了	0	通報者は堆積者のケアマネージャー。堆積者がヘルパーと協力して堆積物を排出。 令和2年9月に現地調査を行い、不良な生活環境が解消していることを確認した。			
42	浦郷町	一戸建	対応終了	0	当初、空き家条例により対応していたが、堆積者が生活保護受給者であり、福祉的な支援が必要と判断し、ごみ屋敷条例に切り替えて対応。令和2年6月に排出支援を実施し、不良な生活環境は解消した。			
48	小矢部	共同住宅	対応終了	0	堆積者は生活保護受給者。ケースワーカーの判断で堆積者は施設へ入所(令和2年9月)。堆積物の排出については生活福祉課で対応し、不良な生活環境は解消した。			
54	長沢	一戸建	対応終了	0	令和2年12月に排出支援を実施し、不良な生活環境は解消した。			

1

令和3年度解決(8件)

令和3	和3年度解決(8件)						
番号	場所	家屋形態	条例対象	判定結果 (当初)	経過		
6	野比	一戸建	対応終了	0	屋外に堆積物が置かれていたが、堆積状況は徐々に改善。 定期的に訪問するも堆積者不在。飼い犬が屋内におり、世話はされている様子。 令和3年10月に片付けに来ていた堆積者の親戚と面会。堆積者親戚と家族で堆積物の片付けを行っているとのこと。堆積者は津久井に在住。 令和4年3月に再判定を行い、不良な生活環境は解消されたと判断した。		
14	池田町	共同住宅	対応終了	0	当初、現地を確認した際は共用廊下部分に物が置かれており、悪臭が発生していた。また、屋内にも物が推積している様子が見受けられた。訪問するも堆積者は不在。その後、令和2年10月の現地確認において、堆積物は撤去され、悪臭、害虫の発生もないことを確認。令和3年12月に再判定を行い、不良な生活環境は解消されたと判断した。		
15	森崎	一戸建	対応終了	0	令和2年10月に現地調査を行ったところ、堆積物は減少していた。近隣住民に聴取したところ、堆積者は死亡しており、親族が少しずつ片付けているとのこと。その後の現地調査においても、堆積物は徐々に減少している。令和3年12月に再判定を行い、不良な生活環境は解消されたと判断した。		
30	舟倉	一戸建	対応終了	0	当初現地確認時から家屋裏手にペットボトルなどの堆積物が置かれていた。 その後、徐々に堆積状況は改善。令和3年12月に再判定を行い、不良な生活環境は解消されたと判断した。		
32	池田町	共同住宅	対応終了	0	令和3年10月、11月に排出作業実施。屋内の堆積物は全て排出した。 令和3年12月に再判定を行い、不良な生活環境は解消されたと判断した。		
47	野比	一戸建	対応終了	0	屋外車庫内及び敷地入り口に食料品等が置かれていた。また、家屋裏手にプラスチック類等のごみが散乱していた。堆積者からは少しずつ片付けるとの発言があり、実際に堆積物も減少した。 令和4年3月に再判定を行い、不良な生活環境は解消されたと判断した。		
57	津久井	一戸建	対応終了	0	屋内に物が堆積している様子が伺えたため、当初は不良な生活環境と判定した。ただ、屋 外には目立った堆積物はなく、悪臭、害虫等の発生もない。また、堆積者にごみの事で 困っていることはないか確認したところ、「ない」とのことであったため、令和3年12月に再 判定を行い、不良な生活環境は解消されたと判断した。		
65	汐入町	共同住宅	対応終了	0	当初確認時、駐車場部分及び屋外階段下部分に多量の建築廃材が置かれていたが、令和4年3月の現地調査時にはそれらは片付けられており、屋外に目立った堆積物はなくなっていた。 令和4年3月に再判定を行い、不良な生活環境は解消されたと判断した。		

令和4年度解決(6件)

令和4	令和4年度解決(6件)							
番号	場所	家屋形態	条例対象	判定結果 (当初)	経過			
71	森崎	共同住宅	対応終了	0	共同住宅2階の一室。屋内に多量の堆積物あり。堆積者がセルフネグレクト状態であったため、堆積者の身体及び生活上の課題については地域包括支援センターに対応を依頼。 堆積物の排出については、堆積者の同意を得て、令和4年4月に排出支援を実施し、不良な生活環境は解消した。			
62	追浜南町	一戸建	対応終了	0	堆積者は令和3年11月から生活保護受給。入院中だったが、令和3年12月に退院。そのまま生活支援ハウスへ入所。屋内の堆積物については令和4年2月に生活保護の家財処分で全て排出した。(福祉総務課で排出の確認をしたのが、令和4年度中であったため、令和4年度解消案件として処理)			
69	池上	一戸建	対応終了	0	堆積者は生活保護受給。賃貸物件であり、今後取り壊し予定。屋内に多量の堆積物があり、玄関前にも一部の堆積物が置かれていた。大家からは令和4年3月中の退去を求められていた。堆積者は令和4年4月に八王子市の有料老人ホームへ入居。屋内の堆積物については同年6月に生活保護の家財処分で全て排出した。			
82	不入斗町	一戸建	対応終了	0	保健所からの通報。堆積者は保健所で関わっているケースの対象者。精神疾患があり、 経済的な余裕はない。屋内には多量の堆積物があり、堆積者本人から排出の意向があっ たため、令和4年12月に排出支援を実施。屋内の堆積物を排出し、不良な生活環境は解 消した。			
29-1	汐入町	共同住宅 (長屋)	対応終了	0	訪問しても堆積者と面会できない。 状況に大きな変化はないが、害虫、悪臭の発生はない。また、一部、堆積物が屋外に置かれているが、木材や電化製品であり、近隣への生活環境の影響も少ない。 令和5年1月に再判定を行い、不良な生活環境は解消していると判定した。			
29	武	共同住宅	対応終了	0	共同住宅敷地内(屋外)に堆積物あり。数回訪問するも不在。居住実態があるのか不明。 土地所有者の調査を行い、令和3年7月に土地(家屋)所有者あてに手紙を送付。同月、 面会した。取り急ぎ、土地所有者から堆積者へ堆積物を片付けるよう働きかけを行うとの こと。 令和5年3月に現地調査を行い、堆積物が撤去されていることを確認。同日に再判定を行 い、不良な生活環境は解消されたと判断した。			

#### 令和5年度解決(8件)

番号	5 <i>年度解決(8件)</i> 場所	家屋形態	条例対象 (R5.3.31時点)	判定結果 (当初)	経過
1	佐野町	一戸建	対応終了	0	屋内及び敷地内屋外に多量の堆積物あり。令和2年12月に堆積者と面会。「1人では片付け作業が進まない。業者へ依頼することも検討している」とのことであった。その後、数回訪問するも堆積者不在。堆積状況に大きな変化はなかった。令和5年6月に堆積者が死亡。その後、義弟から堆積物の排出について相談あり。屋外の堆積物については臨時収集にて排出した。屋内には堆積物が残されているが、親族で内容を確認し片付ける予定。近隣の生活環境への影響が無くなったため、不良な生活環境は解消したと判定した。
27	汐入町	共同住宅	対応終了	0	共同住宅の共用部分に堆積物あり。近隣住民からの苦情はないが、堆積者夫(既に死亡)と関わっていた部署から屋内等の堆積物について相談あり。令和3年2月に堆積者宅を訪問した際に当該共同住宅大家と話しができ、堆積者に市へ電話するように伝えてもらうよう依頼した。同月、堆積者から市で電話があり、共用部分の堆積物について話をしたところ、一部散乱している部分については片付けるが、ごみではなく大事なものなので撤去する気はない。また、大家は堆積者の兄であり、物が置いてあることも承知しており、特に近隣にも影響はないとの認識であるとのことであった。実際に周囲への影響は限定的で苦情もないため、経過を注視していくこととした。令和6年1月に現地を確認。1階共用部分に物置が設置されており、堆積物は概ね物置に収められていた。物置の外にもいまだ段ボールが置かれているが、状況は改善されており、近隣への影響や苦情もないことから、不良な生活環境は解消したと判定した。
43	金谷	共同住宅	対応終了	0	令和6年1月現地確認。以前よりも共用部分の堆積物は減少していた。一部、共用廊下に物が置かれていたが、近隣への影響は限定的であるため、不良な生活環境は解消したと判断した。
73	大津町	一戸建	対応終了	0	「屋内に多量の堆積物があり、悪臭がひどくねずみが大量に発生している」との通報。現地調査を行ったところ、ねずみの発生を確認した。情報では堆積者が猫を10匹程度飼っているとのことであった。令和5年5月訪問時に堆積者と面会でき、堆積者の排出について話をした。堆積者は排出に前向きであったが、排出支援直前に堆積者が入院。堆積者夫の同意を得て、6月に屋外のみ排出作業を行った。その後、近隣住民から屋外の堆積物は無くなったが、ねずみが発生しているとの通報があり、地域住民との意見交換会を実施。市が排出に協力し、屋内の堆積物も排出することとなった。屋内に多量の堆積物があることから、令和5年9月~10月に4回に分けて排出作業を実施。残った堆積物については堆積者が業者に委託し排出した(収集運搬は環境部の臨時収集で対応)。これにより1階の堆積物は概ね排出した。2階部分については、不良な生活環境の原因となるような物品は特段見受けられず、堆積者自身が「自分で少しずつ片付けていく」と言っていることから、今後、堆積者自身で排出していくこととした。近隣の生活環境への影響が無くなったため、不良な生活環境は解消したと判定した。
75	根岸町	共同住宅	対応終了	0	No.61の再通報案件。 令和4年5月に再び同通報者から通報があり、管理会社立ち合いの下、堆積者と面会。その後、数回堆積者と電話及び現地で話をした。堆積者宅の玄関は堆積物により閉まらない状態。屋内の玄関部分に背丈ほどの高さに物が積みあがっている。悪臭の発生あり。一度、堆積者と排出支援を行うことについて合意したが、直前で体調不良によりキャンセル。その後は堆積者と連絡がとれない状態が続いていた。令和5年3月に堆積者親族と堆積物の排出、堆積者の生活について話し会いを重ねた。令和5年6月中に堆積者親族が委託した業者により屋内の堆積物をすべて排出したため、不良な生活環境は解消したと判定した。(令和5年7月現地確認)。
80	吉倉町	共同住宅	0	0	共同住宅の大家から市議を通じて通報。堆積者宅は2階の一室。共用階段下及び堆積者宅玄関から共用廊下にかけて多量の堆積物が置かれている。呼びかけるも堆積者は不在。近隣に住む大家に話を聞いたところ、当該物件は堆積者が退去したら取り壊す予定とのこと。堆積物により堆積者宅玄関まで到達できないため、堆積者との面会が難しいことを伝え、堆積者と面会できそうなタイミングがあれば大家から市に連絡をもらうこととした。令和5年9月に大家が来庁。堆積者が死亡したため、堆積物の排出について相談したいとのことであったため、大家、堆積者親族と堆積物の排出について調整。その後、令和6年1月に委託した業者が堆積物を排出。共用階段及び廊下に置かれていた堆積物はすべて無くなっており、悪臭、害虫の発生も確認できなかったため、不良な生活環境は解消したと判断した。
85	池田町	一戸建	対応終了	0	No.35の再通報。敷地内に多量の堆積物あり。堆積物はごみ袋にはまとめられているが、中身は犬の糞やペット用の尿取りシートがそのまま入っているとのことであった。 堆積者宅は犬を飼っていたため、動物愛護センターと連携して対応。その後、堆積者と連絡が取れたため、堆積物の排出について戸別収集などの制度を案内したが、とりあえず自分で片付けていくとのことであった。 令和5年5月に町内会長が来庁。地域で堆積者宅の堆積物の清掃を行ったので、排出した堆積物の処分について相談。今後、繁茂している堆積者宅の樹木の伐採も行うとのことであったため、伐採した樹木の処分も併せて臨時収集にて収集した。その後、現地確認を行い、屋外の堆積物はすべて片付けられていたため、不良な生活環境は解消したと判定した。
93	武	一戸建	対応終了	0	西行政センターから通報。屋内に多量の堆積物あり。堆積者と面会したところ、経済的に 困ってはいないとのことであったため、市で業者の紹介等の支援を行い、堆積者自身で業 者に委託し、堆積物を排出した。 これにより不良な生活環境は解消した。

令和6年度解決(6件)

<u> </u>	和6年度解決(6件)							
番号	場所	家屋形態	条例対象 (R5.3.31時点)	判定結果 (当初)	経過			
29-3	長井	一戸建	対応終了		条例施行前から対応していた案件。敷地内屋外に多量の堆積物あり。堆積者は数年にわたり排出支援を受けることを拒否していたが、令和6年9月に堆積者が排出支援に同意。同月、排出支援を実施し、不良な生活環境は解消した。			
67	津久井	一戸建	対応終了	O	敷地内屋外に多量の堆積物が置かれていたため、不良な生活環境であると判定し、その後、堆積者の担当ケアマネと排出に向けたやり取りをしていたが、令和6年12月の現地調査時に屋外の堆積物がすべて撤去されていることを確認。不良な生活環境は解消したと判定した。			
84	安浦町	共同住宅	対応終了	0	堆積者は生活保護受給者。令和5年6月に脳梗塞により入院し、同年7月から老人ホームに入所。堆積者宅の堆積物については、生活福祉課による家財処分により全て排出され、不良な生活環境は解消した。			
105	鴨居	共同住宅	対応終了	$\circ$	障害福祉課からの通報。推積者は高齢であり、知的障害を持つ娘と居住中。現地調査を行ったところ、屋内には多量の堆積物があり、悪臭・害虫が発生していた。 推積者息子の協力により、令和6年7月に排出支援を実施し、不良な生活環境は解消。堆積者及び娘の健康状態が悪かったため、市職員が調整し、施設に入所した。			
111	浦賀	一戸建	対応終了	0	廃棄物対策課からの通報。堆積者は当該建築物に居住しておらず、空き家条例により対応を続けていたが、平成24年の当初通報時から状況に進展はなく、近隣住民から多数の苦情が寄せられていた。近隣住民の生活環境を確保するため、堆積物の排出について、ごみ屋敷条例に切り替えて対応。令和6年12月に排出支援を実施し、不良な生活環境は解消した。			
112	長沢	共同住宅	対応終了	0	堆積者は生活保護受給者で精神疾患あり。また、軽度の知的障害を持つ息子と同居している。現地調査を行ったところ、屋内には多量の堆積物があり、悪臭・害虫が発生していた。 堆積者から排出の意向があったため、令和7年3月に排出支援を実施。屋内の堆積物を排出し、不良な生活環境は解消した。			